



町役場

発行所 愛媛県喜多郡 長濱町役場

第三回長濱町定例町議会

九月三十日定例町議会を役場会議室で開催

一部議案委員会附託、その他は全議案共に原案通り可決され午後五時閉会した。

陳情書

長濱沖浦共同漁場内築港実施に對してこの町費下附に就ての異議申立について

養蚕對策用動力噴霧機購入助成金交付申請について
養蚕復興補助申請について
長濱中学校運動場拡張について
長濱中学校運動場整地並に拡張について
長濱小学校校舎増築について
長濱小学校校舎増築促進について
喜多郡PTA連合会長研究大会費補助について
災害工事促進について

長濱沖浦共同漁場内築港実施に對してこの町費下附に就ての異議申立について
衛生蔬菜園芸同志會 渡辺 仁七之助 外八十八名
白濱養蚕農業協同組合長
同 協同組合長
長濱町校會會長
長濱中学校PTA會長
長濱小学校PTA會長
白濱小学校校長
白濱小学校PTA會長
喜多郡PTA連合會長
青島四十三區地區委員
青島消防團團長
青島魚業協同組合長
外十二名
愛媛県消防警察官遺族會會長
愛媛県消防警察官遺族會會長
白石 隆信

上程議案並に審議の結果は次の通りである。
一専決処分した「昭和三十一年度長濱町下水道特別会計歳入更正予算」の承認を求むる件

「完納で咲かせ 明るい自治の花」

町民税第三期分の納期がやってきました。納期に遅れない様揃って完納致しましょう。

八昭和三十年年度一般会計歳入歳出追加予算
本予算は須賀川路の災害復旧費十一万三千円、その他は特別会計への繰入金にして今回追加額二、八四二、六九〇円累計額九〇、六四七、〇八〇円、九一時借入金に充てる件
公営住宅建設、道路改良、国民健康保険災害土木特別会計に関する一時借入の決議、原案可決
一、職員団体の登録に関する条例、職員団体の行う交渉に関する条例の施行に附する条例を委員附託となつた。

本会議員会後協議会開催
一、秋祭を合併して統一することについて諮り種々の意見が交換されたが、議会の態度としてはこれを強制すべしとの意見が、結果として原則的には統一の事情もあつたからと云つてもむづかしいから出来る地区から統一して、近き将来には是非統一したいものである、依つて理事者、公民館側からも町民によびかけて町民の議論として是非実現に近づけていこうと一、本町助役の選挙についてこの問題のゆがかりもあつたが、これを捨てて知事と西田県議にこれを捨てたこととなり満場これを承認した。

本会議員会後協議会開催
一、秋祭を合併して統一することについて諮り種々の意見が交換されたが、議会の態度としてはこれを強制すべしとの意見が、結果として原則的には統一の事情もあつたからと云つてもむづかしいから出来る地区から統一して、近き将来には是非統一したいものである、依つて理事者、公民館側からも町民によびかけて町民の議論として是非実現に近づけていこうと一、本町助役の選挙についてこの問題のゆがかりもあつたが、これを捨てて知事と西田県議にこれを捨てたこととなり満場これを承認した。

本会議員会後協議会開催
一、秋祭を合併して統一することについて諮り種々の意見が交換されたが、議会の態度としてはこれを強制すべしとの意見が、結果として原則的には統一の事情もあつたからと云つてもむづかしいから出来る地区から統一して、近き将来には是非統一したいものである、依つて理事者、公民館側からも町民によびかけて町民の議論として是非実現に近づけていこうと一、本町助役の選挙についてこの問題のゆがかりもあつたが、これを捨てて知事と西田県議にこれを捨てたこととなり満場これを承認した。

長濱消防團新陣容成る

永らく懸案となつていた長濱町消防團長は、二十二年台風警報発令中の九月三十日に任命され十月一日新團長各分団の役員を次の通り任じた。

- 役員氏名
- 本部長 一宮亀久雄
- 副本部長 渡辺 政光
- 兼分団長 龜岡 照雄
- 副分団長 西村 護
- 兼分団長 喜多灘分団 綿井 敦
- 兼分団長 仙吉
- 兼分団長 山田 昭治
- 兼分団長 山下 昭治
- 兼分団長 友沢 喜一
- 兼分団長 加藤 忠男
- 兼分団長 二宮 利行
- 兼分団長 大和分団 奥田 卯三郎
- 兼分団長 西山 利秋
- 兼分団長 二宮 正直
- 兼分団長 奥島 弘
- 兼分団長 池田 清光
- 兼分団長 泉 伯
- 兼分団長 西岡 恒成
- 兼分団長 河村 福登
- 兼分団長 宮田 武久
- 兼分団長 上溝 清
- 兼分団長 松本 多賀男
- 兼分団長 谷本 登
- 兼分団長 井上 清
- 兼分団長 宇都宮 達夫
- 兼分団長 木多 義徳
- 兼分団長 畑山 鶴夫
- 兼分団長 水沼 惟孝
- 兼分団長 河地 弘明
- 兼分団長 門田 明
- 兼分団長 大和分団 奥田 卯三郎
- 兼分団長 西山 利秋
- 兼分団長 二宮 正直
- 兼分団長 奥島 弘
- 兼分団長 池田 清光
- 兼分団長 泉 伯
- 兼分団長 西岡 恒成
- 兼分団長 河村 福登
- 兼分団長 宮田 武久
- 兼分団長 上溝 清

昭和二十九年度町税徴収実績

この程昭和二十九年度分旧町村別の町税収入状況が次の通り纏りました。これによると、町内納税義務者の方々の熱意ある御協力であらわれており全国平均よりもはるかに上廻つており過年度の滞納整理についても二十八年度九十万円の上を見せつけておられます。三十年分についても猶一層の御努力を願つて、明るい町政への基盤としていただきたいと思います。

	長濱	喜多灘	櫛生	出海	大和	白滝	合計
現年度 調定額	11,261,287	1,685,856	2,789,068	1,684,842	4,557,480	4,797,221	26,775,754
現年度 収入済額	10,284,380	1,592,468	2,756,678	1,672,467	4,380,048	4,675,683	25,361,724
現年度 滞納額	976,907	93,388	32,390	12,375	177,432	121,538	1,414,030
過年度 調定額	3,611,763	229,317	224,643	246,075	792,765	821,738	5,926,301
過年度 収入済額	1,171,539	111,275	140,364	130,010	375,948	465,769	2,394,955
過年度 滞納額	2,440,174	118,042	84,279	116,065	416,817	355,969	3,531,346
合計 調定額	14,873,050	1,915,173	3,013,711	1,930,917	5,350,245	5,618,959	32,702,055
合計 収入済額	11,455,969	1,703,743	2,897,042	1,802,477	4,755,996	5,141,452	27,756,679
合計 滞納額	3,417,081	211,430	116,669	128,440	2594,249	477,507	4,945,376
徴収率	91.3	94.5	98.8	99.3	96.1	97.5	94.7
過年度	32.4	48.5	62.5	52.8	47.4	56.8	40.4
合計	77.0	89.0	96.1	93.3	98.9	91.5	84.8

里親制度について

昭和二十二年十二月児童福祉法が公布され昭和二十六年五月五日児童福祉法が改正され、すべての子供は両親と共々に国と国民が責任をもち、すくすくと美しく健康で善良な国民に育てあげようとする、この社会の中で子供を育てる責任は、親にあり、中でも家庭に恵まれていない子供は、乳児院、養護施設、里親家庭などがあつて、その中でも里親制度が最も理想に近いものである。この制度が家庭に恵まれない不遇な子供達に役立つものである。しかしこの世の中には「親のない子供」の世の中があつて、その親が自分自身の子供を育てていくことが出来ず、わが子でさえもいる。この苦勞が伴うものであり、まして他人の子供を自分の家庭に引取つて育て

御挨拶

合併後の新長濱町消防團長として、不肖私を管内消防團の御推薦を受け、九月三十日の消防團長に選任されました。もとより才力に不敏なる者であり、まして、消防事業の大任が全う出来るかどうか、甚だ不安に思ふ次第であります。折角皆様方の御推薦を頂きました事であり、団員諸士の絶大な御協力を信じて、最善を尽くして消防事業の進歩に邁進して、消防の御指導御援助を御願ひ致します。昭和三十年十月一日 長濱町消防團長 一宮亀久雄

恐れな結核

「国をほろぼす病」とも恐れられていた結核は、他の病気に違つて、病気に加つても初めの間は全然自覚の症状がなくて、病気が進行し、少し熱が出る、食欲が減つた、体の調子が少しおかしいと気が付いた頃は手遅れになつて居る、食が全快しないばかりでなく、知らない間に自分の病気を他人にまで感染させて居る場合が少なくありません。そこでこの恐ろしい病気を早く発見して早く治療するために町村長は毎年地

十月一日から 地方事務所廢止 設置された 單獨事務所

地方事務所所の存続問題については、今春から種々論議されたが、八月県議会において九月三十日をもってこれを廢止し、これに代つて十月一日から財務、福祉、農林、耕地の各單獨事務所が設置された。喜多郡関係の各單獨事務所の名稱及び事務分掌は次の通りである。

- 一、大洲財務事務所 県の財目に関する事項ならびに町村その他の公共団体の行政指導
- 二、喜多福祉事務所 生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護育成又は厚生に社会福祉に関する事項のうち知事が必要と認められる事項
- 三、大洲農林事務所 農業、林業ならびに水産業に関する事務ならびに水産四、八幡濱耕地事務所 大洲土地改良に関する事項
- しよとする里親の方々の苦勞は並大抵のものではありませんが、深い愛情で育てられた場合養子縁組もすることが出来ます。里親家庭で里子を養育するために必要な費用は、里親一人一人について、果より里子一人について、次の通り委託費用が支給されます(昭和三十年四月一日現在)
- 乳児の場合 (飲食物費)六四円九銭十 (日用品等)その他の事業費一六円六五銭
- 幼児の場合 (飲食物費)五七円六銭十 (日用品等)その他の事業費一六円六五銭
- 里親手当として(月額二五〇円)
- 教育費として(月額) 小学校一三三円(最高額) 中学校三三三円(最高額) 〇里親の現況(長濱町) 里親氏名 住居 備考 大野雅幸 大字長兵衛二名 宮崎高太郎 出海 〇一名 山田丹次郎 〇一名 柴 〇なし

